

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、同年〇月からは営業職として就労していた。

請求人によると、営業職への配置転換により、任務が増加し、過大なノルマも課されたため、業務上のストレスが多くなったという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、Cクリニックに受診し「うつ病エピソード」と診断され、その後、平成〇年〇月〇日、Dクリニックに転医し「双極性感情障害」と診断され、さらに、平成〇年〇月〇日、E病院に受診し「統合失調性感情障害」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) F医師作成の平成○年○月○日付け意見書によると、請求人は、抑うつ気分、意欲低下、不眠などのうつ状態を発症し、平成○年○月○日には就労困難となっていたことから、発病時期は平成○年○月中旬頃と考えられ、発病直前の症状や受診に至る経過を考えると、請求人の傷病名は、ICD-10診断ガイドラインに照らし「F32.1 中等症うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）であると判断している。当審査会も請求人の発病の経緯とその症状からみてF医師の意見は妥当であり、請求人は、平成○年○月中旬頃に本件疾病を発病したものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 請求人の本件疾病の発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見

受けられない。

(4) 評価期間における業務による心理的負荷をもたらす出来事として、請求人は、三度にわたる配置転換、過大なノルマの賦課及び上司からの嫌がらせがあったことなどを主張していることから、以下、検討する。

ア 請求人は、平成〇年〇月に入社し、その後、同年〇月にG支部、同年〇月にH部、平成〇年〇月にI支店に配置転換されており、短期間に職場や担当が変更になったことは事実であり、さらに復興支援の担当を担う時期もあるなど、仕事内容についても一定の変化があったことが認められる。

よって、配置転換の出来事については、認定基準別表1の「配置転換があった」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に該当するとみて評価するも、業務内容は一貫して営業職であり、J地震への復興支援についても経験者に同行して週に2、3日の日帰り出張をしたものに過ぎないことなどから、その負荷は軽微であったとみるのが相当であり、心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

イ 請求人は、過大な営業ノルマを賦課され、それを達成したことは一度もないと主張しているところ、会社が請求人を含めた新人に対して全員一律に契約目標を課していたことは事実であり、さらに契約目標を達成できない場合には上司から注意を受けることがあったことも認められる。

そこで、請求人の主張について、認定基準別表1の「達成困難なノルマが課された」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に該当するとみて評価するも、業績目標は請求人にのみ課せられていたわけではなく、また、同目標が達成できない場合のペナルティはなく、責任を問われるといったこともなかったことから、その負荷は大きいものとみることはできず、心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

ウ 上司からの嫌がらせが少しずつ積み重なって、徐々に精神的に弱っていったとの請求人の主張については、上司から度々業務上の注意やアドバイスを請求人が受けていたことは事実であると認められるが、当該業務指導における言動が、請求人の人格を否定するなど、指導といえる範囲を逸脱するものであったとは認め難く、当審査会としては、認定基準別表1の「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に該当するとみて

評価するも、請求人と上司との間において客観的にトラブルといえる出来事は発生しておらず、請求人が上司の言動にいささか不快感を覚えたことは推認できるものの、その負荷は客観的には軽微であったとみるのが相当であり、心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

(5) 以上のとおり、請求人が主張する業務による心理的負荷をもたらす出来事は、いずれも「弱」であり、また、請求人は長時間労働があった旨を主張するものの、その客観的証拠はないことから、当審査会としては、監督署長の労働時間の算定は妥当なものと判断し、請求人の業務による心理的負荷の全体評価については「弱」であり、「強」には至らないものと判断する。

なお、請求人は、要旨、会社側弁護士の意見書等における記載については、効力が認められるべきではないと主張するが、当審査会においては、すべての記録・資料について、個別にその信憑性や矛盾の有無について精査しているものであることを付言する。

3 以上のとおりであるから、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。